

学生健康保険互助組合の案内 2022



拓殖大学
Takushoku University

設 立 宣 言

学生は明日の社会で知識的、実践的指導者となるための社会的存在である。

しかし、現実社会に於いて、学生は本来の姿を全うするための保障を何等与えられていない。のみならず憲法第25条に「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と保障されているはずの人間としての生存権すら必ずしも完全に保障されているとは言えない。学生は真理の探求に勤しむために健全なる精神と健全なる身体の保持増進が図られねばならない。

故に我々拓殖大学学生は自ら我々の学業を阻害する諸々の問題を克服する一手段として、相互扶助の精神を基に、主に、健康管理、医療補助を目的とした拓殖大学学生健康保険組合の設立を宣言する。

1968年11月21日

contents

設立宣言

学生健康保険互助組合とは	2
医療費給付について	3
医療費領収証明書の記入例	5
医療機関発行の領収書 注意点	6
令和4（2022）年度 医療費給付申請書受付期間	7
予防給付について	8
学生教育研究災害傷害保険（学研災）	9
健康相談について	10
学生健保厚生施設について	11
学生健康保険委員会	18
規約等	19

学生健康保険互助組合とは

◇目的と活動

拓殖大学学生健康保険互助組合（以下、学生健保という）は、昭和44年（1969年）学部全学生の相互扶助により、在学中の病気やケガに関わる医療費の経済的負担を軽くし、また健康保持と増進を図ることを目的に結成されました。

健康保険法で定められた組織ではなく、本学に在学する学生がお金を出し合ってお互いに助け「相互扶助」の精神による互助組織です。運営は学生（組合員）から毎年支払われる組合費で行っています。

主な活動は医療費給付と予防給付および健康維持・増進のための事業運営です。

◇組合員と組合費

拓殖大学の学部学生は、入学と同時に組合員になります。組合費は学費と一緒に一年分ずつ納入します。

休学期間中も組合員としての資格はありますが、卒業、退学等により拓殖大学学部生でなくなったときには、資格を失います。

入会金 100円（入学時、及び編入学時のみ）
会費 1,600円（1年間）

※大学院生、別科生は組合員ではありません。
※卒業時の医療費給付申請は、P.7（4）を確認してください。

◇組合員証

学生証が組合員証になります。
医療費の給付申請の際は窓口で提示してください。



◇組合費の一部返還

健康保険（社会保険・国民健康保険等）により医療費の全額給付を受ける場合は、学生健保からの給付を受けることはできません。組合費の一部（800円）を返還しますので学生生活課に申し出てください。

医療費給付について

学生健保の医療費給付は病気やケガをして、加入している健康保険（社会保険・国民健康保険等）の健康保険証を使用して医療機関で診察を受けたときや薬を処方されたとき、支払った**自己負担分の一部**を申請に基づき**給付する**制度です。日本全国保険適用受診分が、医療給付の対象になります。

◇給付限度額 組合員1人当たり

<1ヶ月> 歯科 **10,000円**
 その他診療科 **80,100円**（医療機関別、診療科別、入院・通院別）

<1年間> **100,000円**

◇提出書類

1. 領収書を添付した医療費領収証明書または予防給付領収証明書（インフルエンザ・麻疹・婦人科検診）（記入例を参照してください。）
2. 医療費給付振込口座届 **【初めての方、口座を変更したい方のみ】**
（**本人名義**の通帳で銀行名・支店名・口座カナ氏名・口座番号がわかるコピーを添付。）

※場合によっては、追加書類をお願いすることがあります。（治療用器具等）

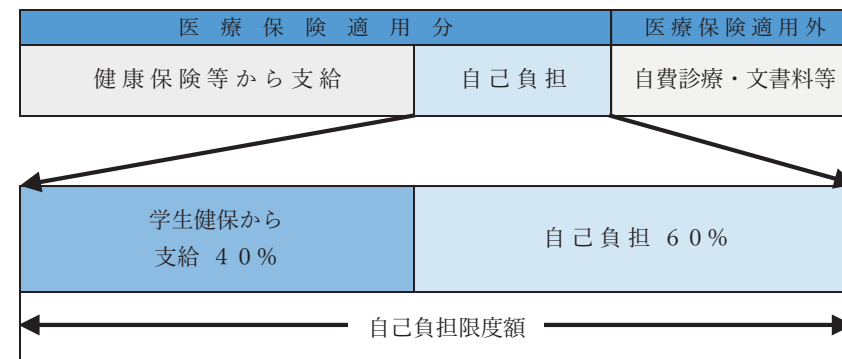
◇申請窓口

受付窓口に「学生証」と提出書類を持参して、必ず学生本人が申請をしてください。

- ・文京キャンパス 学生生活課 C館2階
- ・八王子国際キャンパス 八王子学生生活課 管理研究棟1階




◇医療費給付の範囲

自己負担限度額の40%を学生健保から給付いたします！（給付上限あり）





医療費給付について

◇給付対象

1. 診察
2. 調剤 
3. 処置・手術 
4. 入院
5. 歯科診療 
6. 治療用器具（医師が治療に必要と認めた場合）
 器具に関しては、申請時に **別途必要な書類** があります。
 申請の際は、**事前に** 学生生活課・八王子学生生活課まで連絡してください。
 申請期限を過ぎてしまった場合は受付できかねますので、お早めにお問い合わせください。

◇給付対象外

1. 入院時の食事代、差額ベッド代 
2. 健康診断、人間ドック
3. 交通事故による診療
4. アルバイト中の事故による診療
 アルバイト中の事故は、労働者災害補償保険から医療費が支給されます。
 アルバイト先等に確認してください。
5. 第三者による傷害（けんかなど）
6. 公費で治療を受けたとき（自己負担分を除く）
7. 海外での疾病、傷害
8. 各種文書手数料 
9. 保険外併用療養費
 大病院など高度な設備を備えた医療機関では、初めて診療を受ける場合、紹介状がないと選定療養費を払わなくてはなりません。金額は医療機関によって異なります。
10. 健康保険が適用されない診療
11. 正常な妊娠、分娩にかかる診療
12. 接骨院・整骨院の診療

(医療費給付申請書兼) 医療費領収証明書の記入例

病院・薬局などの医療機関、診察科、診察月、入院、通院別に申請書が必要です。

1ヶ月分をまとめて申請してください。

黒の消えないボールペンで記入してください。

領収書を添付するか
医療機関にて記入
していただけてください。
記入していただく場合は、
医療機関によって**文書料**
がかかる場合があります。

(医療費給付申請書兼) 医療費領収証明書

種類を○で囲んでください

☆医療機関へのお問い合わせ
1. 本組合は学生の相互扶助により医療費の保険適用自己負担分の一部を給付しています。
医療機関発行の領収書(医療機関名、本人氏名、診療日、保険適用金額等が記載されているもの)を提出してください。
上記の領収書が発行できない場合は、本紙医療費の領収の証明をお願いします。
2. 給付額の算定は、社会保険に準じておりますので社会保険診療報酬点数表を準用してください。
3. 領収金額は医療保険適用の自己負担分を記入してください。
4. 文書料は本組合の発行した領収書(請求書)を提出していただく必要があります。

通院・入院・歯科・薬局	拓殖大学学生健康保険互助組合 TEL. 東京03-3947-7199 八王子国際042-665-1463	
氏名	被保険者証(本人・家族)	記号 番号
傷病名	保険の種類(該当する番号を○で囲んでください)	
今月の診療開始日	月 日 月 日	1. 第 2. 組 3. 船 4. 共 5. 国
診療開始日	月 日 月 日	合計 日間 通院
保険点数	点	保険適用の 円
領収額	円	円
医療機関名称及び住所	特記事項(保険外診療本人負担金額等)	
TEL ()	印	

学生記入欄に
必要事項を
記入

氏名	拓殖 一郎	学部	○○
生	○○○○年 ○月 ○日生(男・女)	学科	○○
医療機関名	■■■■■ 医院	学年	○○
受診月	令和○年 4月	領収書の枚数	1 枚
傷病名	△△△	入金	○
① 病気	① 授業中	入金	○
② 歯科	② クラブ活動中(クラブ活動名:)	入金	○
③ ケガ	③ 学校行事中	入金	○
	④ その他()	入金	○
現住所	〒112-8585 東京都文京区小日向○丁目○番○号		
	連絡先(携帯等電話番号) 000(00)0000		
出日	5月 1日		

新規・変更の方は
別紙「振込口座届」と「通帳のコピー
(銀行名・支店名・口座カナ氏名・口座番号
記載ページ)」を提出してください。

大学記入欄	保険点数	給付率	調整額	給付決定額	備考
	点	12.0%	円	円	

本人確認欄 学生証 免許証 その他

※ここに記載された情報は学生健康保険互助組合の医療費給付に係る業務に必要なものです。それ以外に利用することはありません。

医療機関発行の領収書 注意点

- ① 「領収書」の記載があること
- ② 学生本人の氏名が記載されていること
- ③ 医療機関名・調剤薬局名が記載されていること
- ④ 負担率が記載されていること
- ⑤ 診療日または調剤日が記載されていること
- ⑥ 社会保険料点数表による点数表示が記載されていること
- ⑦ 保険適用外の区分が明記されていること
- ⑧ 負担金額が記載されていること
- ⑨ 領収金額が記載されていること
- ⑩ 領収印が押されていること

患者番号	氏名
9999	拓殖 一郎 様

東京都文京区小日向2-2-2
若荷谷医院
03-*****-***** ③


領収書①

領収書№	発行日	費用区分	負担率	本・家	区分	診療日
22222	****年*月*日	社保	30% ④	家族		****年*月*日 ⑤

保険	初・再診料	医学管理料	在宅医療	検査	画像診断	投薬	注射
	234点	110点	0点	0点	48点	0点	0点
	リハビリテーション	処置	手術	麻酔	病理診断	合計点	
	0点	0点	0点	0点	0点	392点 ⑥	

保険外負担	⑦
-------	---

合計	3,920円
負担額	⑧ 1,180円
領収金額	⑨ 1,180円



レシート、手書きの領収書は不可、領収印*1のないものは不可。*1医療機関によっては領収印が省略されていることがあります。その場合には領収印がないものでも受け付けます。

領収書の原本が入用な方は、医療機関に医療費領収証明書の記入を依頼する*2か、原本とコピーを提出してください。原本は確認の上、受付印押印後に返却いたします。

※画面コピー、拡大・縮小されたもの、端が見切れたもの、コピーのみ等は受付できません。

*2この場合医療機関によっては文書料がかかることがあります。依頼するときに確認してください。

令和4（2022）年度 医療費給付申請書受付期間

診療月		受付締切日	振込予定日
2022年	1～3月分	4/11 (月)	5/10 (火)
	2～4月分	5/10 (火)	6/10 (金)
	3～5月分	6/10 (金)	7/11 (月)
	4～6月分	7/11 (月)	9/12 (月)
	5～7月分	9/10 (土)	10/11 (火)
	6～8月分	9/10 (土)	10/11 (火)
	7～9月分	10/11 (火)	11/10 (木)
	8～10月分	11/10 (木)	12/12 (月)
	9～11月分	12/10 (土)	1/10 (火)
	10～12月分	1/10 (火)	2/10 (金)
2022/2023年	11～1月分	2/10 (金)	3/10 (金)
	12～2月分	3/10 (金)	4/10 (月)
2023年	1～3月分	4/10 (月)	5/10 (水)

<注意事項>

- (1) 1ヶ月分をまとめて申請してください。
- (2) 提出受付期間は診療月の翌月～診療月の翌月から数えて3ヶ月目にあたる月の10日までです。(例) 4月診療分 → 受付期間 5月1日～7月10日
- (3) 新1年生・編入生・再入学生は、入学年度の4月診療分より申請できます。
- (4) 2023年3月卒業予定の学生は、卒業する月(3月31日)までの診療分を申請できます。ただし、最終提出期限日は2023年4月10日です。
- (5) 医療費給付は毎月10日締切りの翌月10日振込(予定)です。なお、受付締切日が日曜・祝日の場合は翌日までとし、振込日が金融機関休業日の場合は翌営業日とします。

※8月の振込はありません。

- (6) 窓口時間 月～金 9:00～17:00 (昼休み 11:30～12:30)
土曜日 9:00～13:00

予防給付について



学生健保は、医療費給付の他に皆さんの健康維持のため、下記費用の一部を補助しています。

申請の際は、領収書に何の検査、検診、予防接種を受けたかが明記されているか確認してください。または、検診を受けたことが証明できる書類を添えてください。

◇予防接種

麻疹（はしか）の抗体検査・ワクチン接種費用、インフルエンザ予防接種費用の一部を補助しています。申請方法はP.3「医療費給付について」を参照してください。

(1) 麻疹（はしか）給付上限額3,000円（在学中1回限り）

過去に一度もはしかにかかったことがない又は、はしかの予防接種を受けて10年以上経過している学生は、抗体検査・ワクチン接種をお勧めしています。

(2) インフルエンザ 給付上限額3,000円（年度内1回限り）

インフルエンザを予防する最も効果の高い方法は、インフルエンザが流行する前に、ワクチンを接種しておくことです。

予防接種には、70～90%の予防効果があります。インフルエンザの流行時期は例年11月から3月ですので、流行する前に予防接種を受けましょう。



◇精密検査

各種精密検査費用を補助しています。申請方法はP.3「医療費給付について」を参照してください。

(1) 婦人科検診（子宮体ガン・頸ガン） 給付上限額3,000円（在学中4回まで）

(2) 婦人科検診（乳ガン） 給付上限額5,000円（在学中4回まで）

※各補助額は、変更となる場合があります。



ガンは早期発見、早期治療により治癒率が高くなると言われていますので、学生時代から意識を持って検診を受けましょう。

学生教育研究災害傷害保険（学研災）

本学では、学生健保の医療費給付以外にも学生が教育研究活動中に生じた事故への対応として、全学生が「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）に加入しています。保険料は全額大学が負担しています。

万一、事故・災害にあったときは、その状況を在籍しているキャンパスの学生生活課に申し出てください。

◇保険が適用される事故の範囲と治療日数

① 正課の授業中、大学行事中	実治療日数 1日以上
② 学生支援室に届け出たクラブ・サークル活動中	実治療日数14日以上
③ ①および②以外で学校施設内にいる間	実治療日数 4日以上

◇保険金請求と手続きと支払い

事故の報告

ケガをした時は、すぐに**在籍するキャンパスの学生生活課**に報告してください。保険会社所定の事故通知を受領し、すみやかに学生生活課に提出してください。原則として、**事故発生から30日以内に保険会社へ学生生活課を通じて報告**することになっています。

治療が完了

ケガが完治した時は、在籍するキャンパスの学生生活課に**保険金請求書を提出**してください。

保険金請求

大学が保険会社に保険金請求手続をします。

保険金支払い

規定に基づく保険金が、届け出された本人名義の口座に振り込まれます。

健康相談について

体調の悪いときや心配なときは医務室で学校医に相談しましょう。医務室では大学近隣の病院の紹介等も行っていきます。

また、学校医による健康相談も実施しています。

◇健康相談日

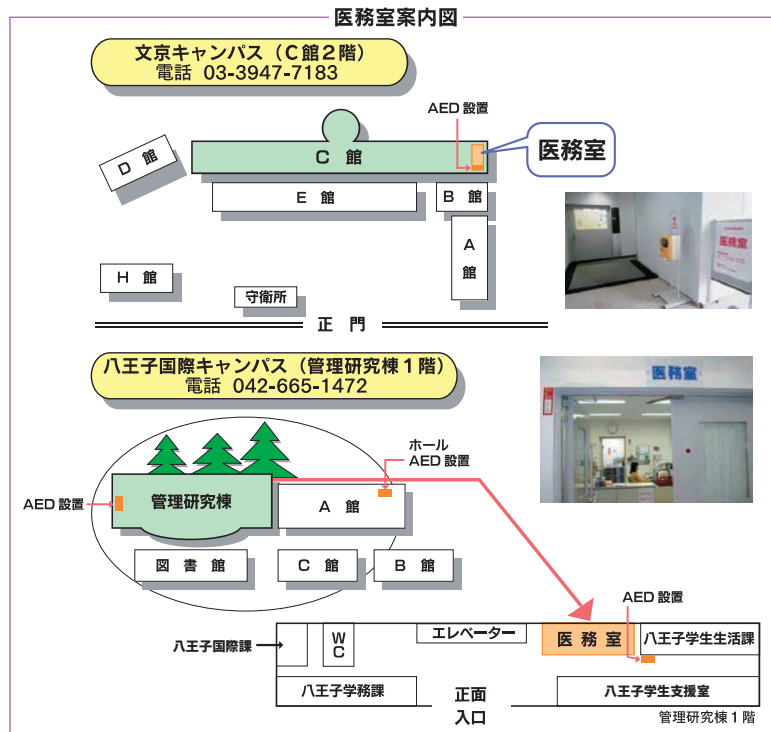
【文京キャンパス】

月曜日・木曜日 16:00～17:00 (内科)

【八王子国際キャンパス】

月曜日・ 13:20～15:00 (内科)

火曜日・ 9:45～11:45 (外科)



◇医務室開室時間 (授業期間)

【文京キャンパス】

月～金 9:00～20:00 (昼休み 11:30～12:30)

土曜日 9:00～13:00

【八王子国際キャンパス】

9:00～18:30 (昼休み 11:30～12:30)

9:00～13:00

学生健保厚生施設について

◇厚生施設の開設

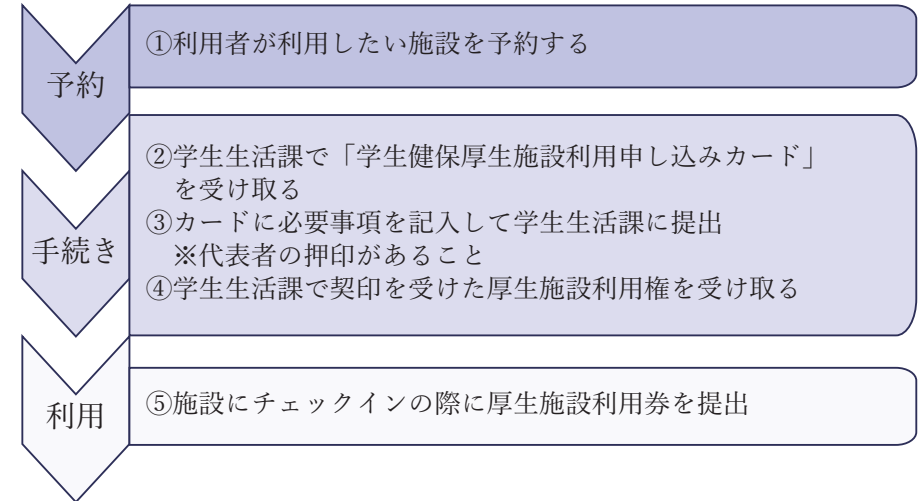
学生健保では、組合員の健康維持と増進のため厚生施設 (契約研修施設) を2カ所開設しており、料金は一般料金に比べると格安になっています。

また、商学部、政経学部の学生、大学の公認団体が文京区の文化・スポーツ施設を利用した際の利用料の補助を行っています。

厚生施設を利用するときは『拓殖大学学生健康保険互助組合厚生施設利用者心得』を守り、他の人に迷惑をかけないようにしてください。

◇学生健保厚生施設の利用方法

契約研修施設 (ペンション赤い屋根、尾瀬の宿いさ)



(参考) 学生健保厚生施設キャンセル料一覧表

施設名	当日	前日	2～6日前	7～10日前	11日前～
ペンション赤い屋根	70%	60%	50%	1,000円	無料
尾瀬の宿いさ	100%	70%	50%	30%	無料

⚠ 注意 ⚠

上記料金は1名の金額です。

キャンセルは、**出来るだけ早め**に行ってください。

キャンセル料は、**基本料金を基準**とします。(組合料金を基準にはしません)

利用人数に変更が生じた場合は、**厚生施設と学生生活課に連絡すること!!**


学生健保厚生施設について

◇学生健保厚生施設の案内

案内事項は変更になることがあります。HP等を参照し、料金や無料サービス等もあらかじめ電話などにより、直接確認してください。

長野県 姫木平 スキーハウス ペンション 赤い屋根

- ◇所在地 長野県小県郡長和町大門姫木平3518-2497
- ◇電話 0268-69-2641
- ◇HP ペンション 赤い屋根公式HP <http://www.janis.or.jp/users/akaiyane/>
- ◇収容数 24名
- ◇料金 (一泊2食・税込み) 5,200円
- ◇その他 レンタルスキー、ボード無料サービス
- ◇交通


 2時間20分 50分 10分
新宿 → 茅野 → 西白樺湖 → 赤い屋根
 (JR中央本線特急) (諏訪バス) (車送迎)


東京 → (中央高速) → 諏訪南IC → 白樺湖 → 姫木平



エコーバレースキー場まで
徒歩5分!




近くには車山高原、白樺湖、自然が
いっぱい!の直営自然農園ではハーブ・
花・野菜の収穫が楽しめますよ!

学生健保厚生施設について

群馬県 尾瀬 スキーハウス 尾瀬の宿いさ

- ◇所在地 群馬県利根郡片品村尾瀬戸倉600
- ◇電話 0278-58-7001
- ◇HP 尾瀬の宿いさ 公式HP <http://oze.biz/> (Facebook有り)
- ◇収容数 50名
- ◇料金 (一泊2食・税込み) 4,400円
※入湯税が別途150円かかります
- ◇交通


 2時間30分 1時間30分
上野 → 沼田 → 戸倉宿
 (JR上越線特急) (バス)


東京 → 沼田IC → 国道120号
 (中央高速) → (外環自動車道) → (関越自動車道)

アルカリ性単純硫黄温泉でお肌つるつる。
近くに体育館・テニスコート・野球場もあります。

スノーパーク尾瀬戸倉
スキー場まで徒歩10分!
ホワイトワールド尾瀬岩鞍
まで車で15分!



学生健保厚生施設について

◇その他の契約研修施設

学生健保で契約している施設の他にも大学が契約する研修施設がありますので、ぜひ利用してください。詳しくは、在籍するキャンパスの学生生活課でお問い合わせまたは、大学HP「研修施設」を確認してください。

サニーインむかい (千葉県白子町) 中沢ヴィレッジ (群馬県草津町)
 ホテル伊東ガーデン (静岡県伊東市) 富士緑の休暇村 (山梨県鳴沢村)
 富士箱根ランド (静岡県函南町)

◇文京区施設利用の補助について

商学部、政経学部のみなさんの健康増進、文化活動の促進を目的に、文京区の運動施設や文化施設を利用する際の経済的負担を軽減するため、学生健保より利用料の補助を行います。

文京区の各施設は公共の場です。一般区民の方も利用をしていますので、施設を利用する際には自覚と責任を持ち、施設の使用ルール等を守って、他の利用者の迷惑となるような行為が無いようにしてください。

外国語学部・国際学部・工学部のみなさんは、八王子国際キャンパス内の運動施設や教室を利用してください。

	商学部・政経学部		外国語学部・国際学部・工学部	
	利用	補助金	利用	補助金
個人	○	○	○*1	×
公認団体*3	○	○	○*2	×

*1 文京区に在住の場合は利用可能ですが、補助金は申請できません。

*2 団体の代表者が商・政経学部の学生、文京区に在住者である学生の場合は利用可能ですが、補助金は申請できません。

*3 公認団体とは麗澤会と愛好会の登録団体です。

※ゼミナールや有志グループ等は、個人利用の枠で補助金の申請ができます。

補助金額 個人利用 500円 (一人あたり年間上限額)
 公認団体 2,000円 (一団体あたり年間上限額)

施設の利用方法・補助金の申請方法等は次のページを確認してください。

学生健保厚生施設について

・文京区施設、個人利用の補助金申請方法

文京スポーツセンター 文京総合体育館 文京江戸川橋総合体育館

①利用申請を行い、各施設の券売機で料金を支払ってください。

②施設利用し、券売機の半券等を返却してもらってください。

→ 各施設の窓口で学生証を提示し半券に「利用済みの印」を押して頂き返却してもらうこと。

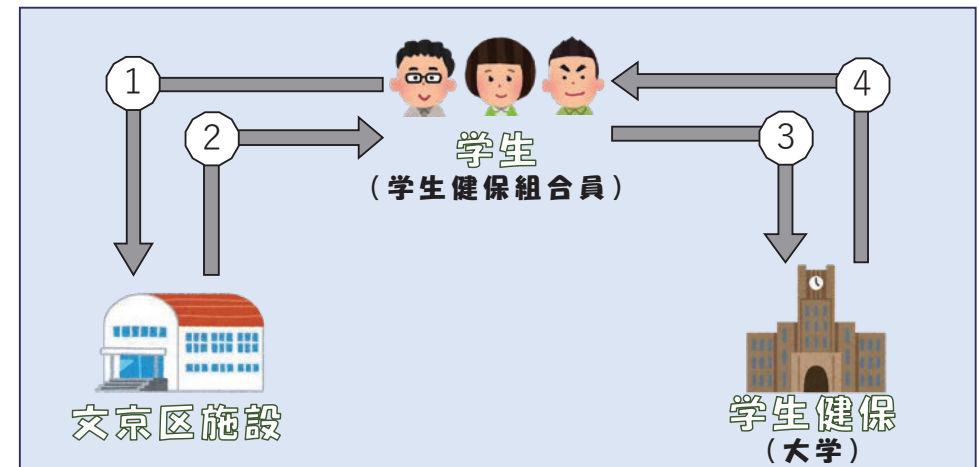
③学生生活課の窓口で補助金を申請してください。

→ 大学備え付けの補助金申請用紙に券売機の半券を添付。

※定期使用の場合は、発行される領収書を補助金申請用紙(大学備え付け)に添付してください。

④補助金が給付されます。

※竹早テニスコートや文化施設(文京シビックホール、アカデミー文京等)については個人利用の場合でも、「文の京」施設予約ねっとの登録が必要です。



学生健保厚生施設について

・文京区施設、団体利用の補助金申請方法

文京スポーツセンター 文京総合体育館 文京江戸川橋総合体育館

小石川運動場 文京シビックホール

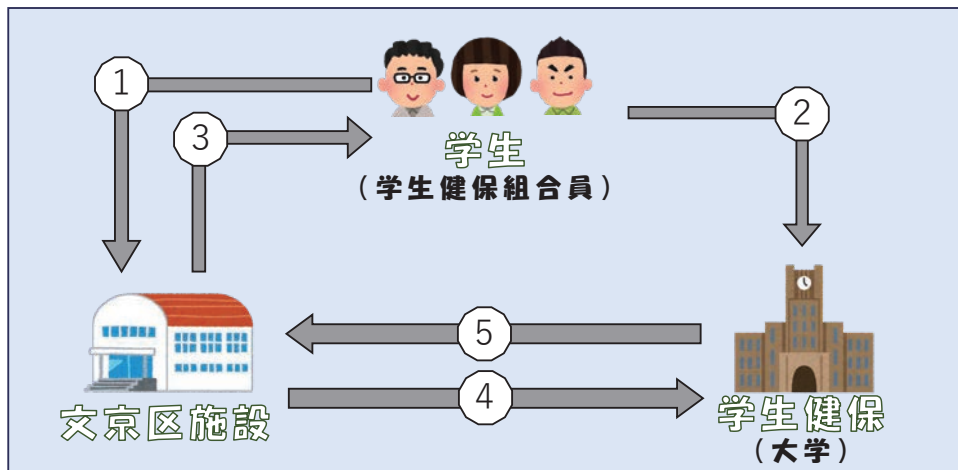
アカデミー（文京・湯島・音羽・千石・茗台・向丘）の各施設（個人利用を含む）

竹早テニスコート（個人利用を含む）

上記の施設を団体で利用する際（一部の施設は個人利用も含む。）は「文の京」
施設予約ねっとの利用登録が必要となります。

初めて利用する際は、まず文京キャンパスの学生生活課へお越しください。

- ①「文の京」施設予約ねっとから各自で利用申請を行ってください。
- ②施設の予約が取れ次第、学生生活課にて利用補助の申請・差額料金の精算を行ってください。
（利用料金の全額が学生健保の銀行口座から支払いとなるため、補助金の申請額との差額を学生生活課の窓口で利用前に必ず精算してください。）
- ③施設を利用。
- ④文京区施設から学生健保へ利用料の請求が行われます。
- ⑤学生健保が文京区の施設へ口座振替にて料金を支払います。



学生健保厚生施設について

◇文京区の主な施設

運動施設



文京スポーツセンター
〒112-0012
東京都文京区大塚3-29-2
TEL 03-3944-2271 FAX 03-3944-5549
主競技場 卓球場・プール（大・小）・スポーツ多目的室・多目的室・トレーニング室・会議室・ミーティング室・柔道場・剣道場・弓道場



文京総合体育館
〒113-0033
東京都文京区本郷7-1-2
TEL 03-3814-4271 FAX 03-3814-3228
競技場・プール・武道場・スポーツ多目的室
アーチェリー・弓道場・卓球場
トレーニングルーム



竹早テニスコート
〒112-0002
東京都文京区小石川5-9-1
TEL 03-3814-0427
テニスコート5面（人工芝）
問い合わせ：文京スポーツセンター



小石川運動場
〒112-0004
東京都文京区後楽1-8-23
TEL 03-3811-4507 FAX 03-3811-4522
軟式野球・サッカー・ソフトボール等
スポーツひろば



文京江戸川橋体育館
〒112-0006
東京都文京区小日向1-7-4
TEL 03-3945-4008 FAX 03-6902-0469
競技場・柔道場・剣道場・多目的室

※文化施設の問い合わせ先
〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21
文京シビックセンター17階北側
アカデミー推進課アカデミー係
TEL 03-5803-1307 FAX 03-5803-1369

詳しくは、文京区HP・文京区施設の指定管理者のHPを確認してください。
文京区のホームページ <https://www.city.bunkyo.lg.jp/>
文京区インターネット施設予約システム <https://www.shisetsu.city.bunkyo.lg.jp/>

〈指定管理者〉
東京ドームグループ・ミズノ共同事業体 <https://www.shisetsu.jp/city.bunkyo/>
公益財団法人文京アカデミー <https://www.b-academy.jp/>

文化施設



アカデミー文京
〒112-0003
東京都文京区春日1-16-21
TEL 03-5803-1100
シビックセンター地下1・2階、地上1階
展示室1、展示室2
レクリエーションホール、茶室・和室
学習室・アトリエ・音楽室A・音楽室B



アカデミー湯島
〒113-0034
東京都文京区湯島2-28-14
TEL 03-3811-0741 FAX 03-5689-8374
視聴覚室・学習室・和室・実習室・洋室



アカデミー音羽
〒114-0012
東京都文京区大塚5-40-15
TEL 03-5976-1290 FAX 03-5976-1291
多目的ホール・洋室A・美術室・工芸室
学習室A・学習室B・洋室



アカデミー千石
〒112-0011
東京都文京区千石1-25-9
TEL 03-3946-4430
学習室A・学習室B



アカデミー茗台
〒112-0003
東京都文京区春日2-9-5
TEL 03-3817-8306 FAX 03-3817-8307
学習室A・学習室B・洋室・実習室
レクリエーションホールA
レクリエーションホールB



アカデミー向丘
〒112-8555
東京都文京区向丘1-20-8
TEL 03-3813-7801 FAX 03-3813-6668
学習室・レクリエーションホール
実習室・音楽室・和室

学生健康保険委員会

学生健康保険委員会（健保）は組合員の総意を代表する機関です。



研修合宿

紅陵祭

活動テーマ
『健康』

組合員が自分の健康に関心を持ち健康意識を高め、健康管理ができるよう、又、学生が組合に対する意を高めてもらうよう日々活動中。

食育セミナー

食事バランスガイド



アルコール

薬物乱用防止



講習会

委員会活動への
参加希望者
募集中★



パッチテスト

献血



文京キャンパスH館地下1階、八王子国際キャンパス学生交流会館1階に健保専用のポストを設置していますので、ご意見・ご希望・アイデア等をお寄せください。委員会活動に関心のある方（学部生）は、学生生活課・八王子学生生活課まで連絡してください。

拓殖大学学生健康保険互助組規約

第1章 総則

第1条 本組合は、拓殖大学学生健康保険互助組合（以下「組合」という。）と称する。

第2条 組合の本部は、拓殖大学の文京キャンパス内に置き、学生の健康保険に関する事務を総括処理する。

第3条 組合は、拓殖大学学生の健康の維持、増進をはかり、組合員が疾病負傷等の場合は、相互に救済することを目的とする。

第4条 前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の医療に関する事業
- (2) 組合員の疾病予防に関する事業
- (3) 組合員の健康の維持と増進に関する事業
- (4) 組合員の相互救済の意識高揚を計るための事業
- (5) その他組合が必要とする事業

第2章 組合員及び組合費

第5条 組合は、拓殖大学の学部在籍する全学生をもって組合員とする。

第6条 組合員は、組合加入時に組合費及び入会金を納入しなければならない。

第7条 組合費は、年額1,600円とする。

2 入会金は、100円とする。

第8条 組合費の納入は、学費納入時に当該年度分の全額を納入しなければならない。

2 学費の分納者は、第1期の学費納入時に当該年度分の組合費の全額を納入しなければならない。

3 授業料の減免を受けている者は、当該年度分の組合費の全額を当該年度の4月末日までに納入しなければならない。

第9条 他の医療保険の被保険者又は被扶養者が、当該保険により医療費の全額に相当する額の給付を受けることができる場合は、当該者の請求に基づき、すでに納入した組合費の一部（800円）を返還することができる。

2 前項より返還を受けた者は、本組合からの医療給付を受けることはできない。

第10条 組合員証は大学の交付する学生証をもって代替する。

第11条 組合員は次に掲げる理由に該当するときは、その翌日から組合員の資格を失う。

- (1) 卒業したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 退学したとき
 - (4) その他、拓殖大学学部学生の資格を失ったとき
- 2 前項第1号により資格喪失する者は、喪失する年度の3月31日まで給付金を受けることができる。

第3章 機関

第12条 組合に次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 学生健康保険委員会
- (3) 組合員大会
- (4) 監事

第1節 理事会

第13条 理事会は、組合を総括し、組合運営の最高決議機関とする。

第14条 理事会の構成は、大学側9名、学生側9名とし、その区分は次の通りとする。

- (1) 学生支援センター長
- (2) 保健体育科目担当教員
- (3) 学生部長
- (4) 文京キャンパス並びに八王子国際キャンパスの学生生活課長
- (5) 総務部総務課長
- (6) 総合企画部経理課長
- (7) 文京キャンパス並びに八王子国際キャンパスの学生主事 各1名
- (8) 学生代表9名

第15条 学生側の選出する理事（以下「学生理事」という。）は、学生健康保険委員会の互選によるものとする。

第16条 理事長は、学生支援センター長である理事がこれにあたる。

第17条 組合に副理事長2名を置き、学生部長並びに学生健康保険委員会の委員長が、これにあたる。

第18条 副理事長は、理事長を補佐する。

2 理事長に事故があるときは、学生部長である副理事長がその職務を行う。

第19条 理事の任期は、職務上の理事をのぞき4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。但し、欠員の補充によって就任する理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第20条 理事会は、原則として毎月定期に開催しなければならない。但し、理事長が必要と認めるとき、又は学生健康保険委員会から要請があったときには、その都度招集する。

第21条 理事会は、理事長が招集し、議長として議事を整理する。

第22条 理事会は次の事項を審議し、決定する。

- (1) 予算の決定並びに決算の承認
- (2) 規約の改廃に関する事項
- (3) 指定医療機関に関する事項
- (4) 身体検査、予防接種に関する事項
- (5) 疾病の予防措置及び医療に関する事項
- (6) その他組合の運営及び業務に関する事項

2 理事会は、前項に掲げる事項のほか、学生健康保険委員会並びに組合員大会から建議された事項を審議しなければならない。

第23条 理事会は、理事の3分の2以上（代理委任状を提出含む）の出席をもって定足数とし、議事は出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長に決するところによる。

第2節 学生健康保険委員会

第24条 学生健康保険委員会（以下「委員会」という。）は、組合員の総意を代表する機関とし、組合業務の企画、運営、その他に関して理事会に建議すること、他の、次の各号の事項を行う。

- (1) 組合事業の普及、宣伝、広報に関する事項
- (2) 組合員に対する各種報告に関する事項
- (3) その他理事会が必要と認められた事項

第25条 委員会の構成は、原則として、次の区分とする。

- (1) 各学年から若干名
- (2) 麗澤会総務局、同文化局、同体育局から各2名（小計6名）

第26条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 会計部長
- (4) 予防給付部長
- (5) 総務部長
- (6) 企画情宣部長
- (7) 国際部長
- (8) 八王子支部長

第27条 委員会は、原則として定例理事会に先立ち開催するものとする。但し、委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上から要請があったときにはその都度臨時に招集する。

第28条 委員会の議長は、委員会において選出するものとする。

第29条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって定足数とし、その議事に出席した委員の過半数の同意により決定する。

第30条 役員及び、委員の任期

(1) 役員の任期は、1月1日から12月31日までとする。但し、欠員の補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。但し、欠員の補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第31条 役員及び、委員の改選は、原則として11月に行い、事務引継は、改選後初の委員会において行う。

2 委員会の規約は、別に定める。

第3節 組合員大会

第32条 本組合は、次の場合に組合員大会を開催しなければならない。

- (1) 理事会又は委員会が必要と認めるとき
- (2) 組合員総数の10分の1以上の組合員から理由を明記し、かつ、連署した書面による請求があったとき。

第33条 組合員大会は、次の事項について決議する

- (1) 組合の存廃に関する事項
- (2) 理事会又は学生健康保険委員会から提案された事項
- (3) 10分の1以上の組合員から提案された事項

第34条 組合員大会は、理事長が招集し、議長としてその議事を整理する。但し、理事長は委員会委員長を議長とすることができる。

第35条 組合員大会の開催告示は、学内における掲示によって行う。

第36条 組合員大会は、組合員総数の10分の1以上の出席をもって成立し、その議事は出席組合員の過半数の同意により決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4節 監事

第37条 組合に、監事4名を置く。

第38条 監事は、次の区分により選出する。

(1) 本大学経理部及び教職員より理事会が選任する者2名

(2) 委員会において組合員中より選任した者2名（但し、委員会委員は除く）

第39条 監事は、毎年4月、10月の定期に、又は必要に応じて組合の会計並びに業務監査を行い、意見を付して監査の結果を理事会に報告しなければならない。

第40条 監事の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。但し、欠員補充によって就任する監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会計

第41条 組合の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第42条 組合の経費は組合費、寄付金、補助金及び雑収入をもってこれに当てる。

第43条 組合に属する金銭は、理事会が管理し、金銭の出納は大学の経理課を通じて行う。

第44条 決算書報告並びに監査報告書は、毎年6月中に作成しなければならない。

第5章 書類及び帳票

第45条 組合は、次の書類及び帳票を備えなければならない。

- (1) 規約及び細則
- (2) 財産目録
- (3) 会議録
- (4) 元帳及び金銭出納帳
- (5) 医療費領収証明書及び予防給付領収証明書
- (6) 学生健康保険互助組合関係往復文書

第6章 医療費補助

第46条 組合員は、疾病予防及び診療の措置を受けるときには、指定した医療機関及び他の保険が適用となる医療機関を利用しなければならない。

2 歯科診療を受けるときにも、また同じ。

第47条 組合員に対する医療費の補助は、原則とし

て医療費総額の12%とし、組合員1人あたりの給付限度額は、1会計年度100,000円とする。

2 組合員1ヶ月分の医療費給付上限額を80,100円とする。但し、同一医療機関、同一診療科における医療費を対象とし、入院通院別に扱うものとする。

第48条 本組合の医療費給付は他の医療保険と併用して受けなければならない。当該医療保険により総額の70%以上の給付を受けるときには、その差額について給付する。

第49条 往診手数料、各種文書手数料、入院差額料、入院時食事負担額、保険外併用療養費等は、前2条の規定による医療費に算入しない。

第50条 医療費の査定は、社会保険料診療報酬点数表を基準として行う。

第51条 医療給付金の支払は、組合指定の医療費領収証明書に基づいて行う。

第7章 弔慰金及び特別給付

第52条 組合員が死亡したときは、弔慰金として、20,000円を給付する。

第53条 組合は、理事会が必要と認めるときは、特別給付を行うことができる。

2 特別給付の内容については、別に定める。

附 則

1 本組合の細則は、別にこれを定める。

2 本規約は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、昭和48年11月19日から施行する。

附 則

本規約は、昭和48年12月13日から施行する。

附 則

本規約は、昭和49年1月23日から施行する。

附 則

本規約は、昭和49年11月26日から施行する。

拓殖大学学生健康保険互助組合同規約細則

附 則

本規約は、昭和51年1月31日から施行する。

附 則

本規約は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則

本規約は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

本規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成7年7月3日から施行する。

附 則

本規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成29年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 拓殖大学学生健康保険互助組合同規約附則第1により、この細則を定める。

(身体検査・予防接種)

第2条 組合員は、組合が行う疾病予防、健康増進のための身体検査及び予防接種を受けなければならない。

(諸手続様式)

第3条 組合員が使用する次の用紙は、組合が作成し配布する。

- (1) 医療費領収証明書
- (2) 予防給付領収証明書
- (3) その他

(学籍異動者・編入学生の手続)

第4条 転部若しくは転科した組合員は、直ちに組合に届出なければならない。

2 転部転科以外の編入生は、規約第7条第2項及び第9条の規定に基づいて組合費を納入しなければならない。

(組合費の返還手続)

第5条 組合費の一部返還を請求する者は、社会保険資格証明書を組合に提出し、確認を得なければならない。

(資格不正使用)

第6条 組合員の資格を不正に使用したときは、給付金を返還させその翌日から1年間組合員の資格を失う。

(医療事業の充実努力)

第7条 理事会及び学生健康保険委員会は、組合員の疾病予防及び診療に必要な医療機関を開拓、増設する努力を払わなければならない。

2 理事会及び学生健康保険委員会は、全医療費に対する給付を目的として、努力しなければならない。

(学生健康保険委員会委員の改選等)

第8条 学生健康保険委員長は、委員会委員の改選を

したときは、1ヶ月以内に組合員に報告しなければならない。

2 委員会委員選出並びに改選についての手続は、別に定める。

(決算報告書等の告知)

第9条 決算報告書、監査報告書、理事会の承認を得た後、掲示及び組合機関誌で告知しなければならない

(資金運用の承認)

第10条 組合の資金及び財産の運用は、理事会の議を経なければならない。

(金銭出納手続)

第11条 組合に関する金銭出納は、理事長及び学生健康保険委員会委員長である副理事長の承認を得なければならない。

(特別給付)

第12条 組合は、医療費の給付率及び最高給付額について、組合の収支状況並びに当該組合員の事情等を検討の上、理事会において変更することができる。

(他の医療保険との併用)

第13条 組合員は、当該保険を利用する場合は、必ず他の医療保険と併用して利用しなければならない。

(医療費給付の手続き等)

第14条 組合員が医療費給付を申請するときは、組合所定の必要書類を受診した月の翌月から3ヶ月目の10日までに学生生活課に提出しなければならない。但し、当日が日曜日又は祝日の場合は翌日とする。

2 4年生については、卒業した月の翌月の10日を最終提出日とする。但し、当日が日曜日又は祝日の場合は翌日とする。

3 医療費領収証明書の記載内容が不明で査定が困難なものに対しては医療費給付を行わない。

4 医療費の給付は、次により行うものとする。

(1) 給付方法は銀行振込とする。

(2) 給付月は、原則として8月を除く各月とし、給付日は毎月10日とする。但し、当日が土曜日・日曜日又は、祝日の場合は金融機関の翌営業日とする。

拓殖大学学生健康保険互助組合厚生施設利用管理規則

(弔慰金)

第15条 組合規約第52条に定める弔慰金は、この細則に従って支払うものとする。

(1) 組合員の死亡については、学生生活部でその事実を確認し証明する。

(2) 弔慰金は原則として死亡組合員の家族に郵送するものとし、その費用は組合が負担する。

附 則

本細則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、昭和47年5月18日から施行する。

附 則

本細則は、昭和49年11月26日から施行する。

附 則

本細則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、昭和10年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成16年4月1日から施行する

附 則

本細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本細則は、平成26年5月1日から施行する。

第1条 拓殖大学学生健康保険互助組合厚生施設(以下「厚生施設」という。)の利用対象者は、組合員とする。但し、組合員が随伴する家族、拓殖大学教職員及びその家族も利用できる。

第2条 厚生施設を利用しようとするものは、必ず組合に申し出て予約をしなければならない。

第3条 利用料金は、厚生施設の利用案内に記載の通りとする。

第4条 利用予約の解約は、原則として宿泊予約日の5日前までに組合に申し出なければならない。なお解約手数料については、キャンセル料一覧の通りとする。

第5条 宿泊回数の限度は、原則として組合員及びその家族の宿泊合計が1シーズン(4月より翌年3月まで)4泊を越えないものとする。

第6条 利用者は、厚生施設での生活の一切に関して管理人の指示に従わなければならない。

第7条 管理人は、利用が「利用者心得」に違反したとき、又は伝染性疾患に覆ったとき、その他逗留不相当とみなした場合、その利用を禁止することができる。

第8条 利用禁止の処分を受けたものには、原則として利用料金の返還を行わない。

附 則

この規則は、平成5年7月1日より施行する。

拓殖大学学生健康保険互助組合厚生施設利用者心得

- 1 チェックイン・チェックアウトは時間厳守のこと。
チェックイン 15:00～20:00(17:00以降の到着者には夕食の支給がない)
チェックアウト 10:00まで
- 2 利用者は、到着後直ちに学生証、利用券を管理人に提出し、届け出ること。
- 3 生活時間
朝食 7:00～9:00
入浴 16:00～23:00
夕食 18:00～20:00
門限 22:30
消灯 23:00
- 4 火気には充分注意し、寝タバコは厳禁とする。
- 5 高歌放吟・談笑など他人に迷惑を掛けない。
- 6 飲酒する際には管理人の許可を得ること。尚、一気飲み等しないこと。
- 7 建物・器物等の取り扱いには充分注意し、破損・損失については各自弁償すること。



感染症対策へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間に洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

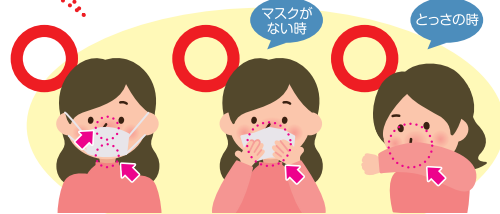
電車や職場、学校など人が集まるところ



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う



厚労省 検索



学生健保 厚生施設利用申込みカード

〈健保控〉

氏名	性別	学年	学科	番号	緊急連絡先	氏名	性別	学年	学科	番号	緊急連絡先
代表						14					
2						15					
3						16					
4						17					
5						18					
6						19					
7						20					
8						21					
9						22					
10						23					
11						24					
12						25					
13						26					

施設名					
年	月	日	泊	男	人
				女	人
代表者氏名	学科	年No.	印	男	女
通常連絡場所	☎	()			
サークル単位の時は団体名					

■記入上の注意

- 太枠内記入のこと。えんぴつ書き不可。
- 組合員以外の方は学科欄に教職員、家族等を記入して下さい。
- 学生健保の厚生施設利用者に対し傷害保険の契約をしていますので名簿は正確に記入して下さい。

受付日 /

取扱者

拓殖大学
学生健康保険互助組合
学生健康保険委員会

契印

契印

厚生施設利用券

施設名					
年	月	日	泊	男	人
				女	人
代表者氏名	学科	年No.	印	男	女
☎ ()					
サークル単位の時は団体名					
利用料金	組合員 ¥	1泊	食付()		
	¥				

※施設側記入欄

種別	補助額	実宿泊数	請求額
組合員	¥	人	泊
	¥	人	泊

○施設の方へ…申込数を越える増員分、現地受付分の請求は別のカードをお願いします。 請求額小計 施設側確認 印

■施設にこの利用券を提出し組合員証(学生証)を預けて下さい。

発行日 /

取扱者

拓殖大学
学生健康保険互助組合
学生健康保険委員会

学生健康保険委員会のマスコット



けんぼちゃん

けんぼ子ちゃん

For Student of Takushoku Univ. 1968



環境に優しい植物性油を使用しています。